

美唄市新型インフルエンザ等対策行動計画 【概要版】

令和 8 年 3 月

美唄市

はじめに

「美唄市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。「以下特措法」という）第 8 条の規定に基づき、感染症が発生した場合に、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命と健康を保護するほか、生活や社会経済活動を守り、生活や社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に平成 26 年 10 月に策定した計画です。

今般、国は、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和 6 年 7 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を改定しました。

北海道は、政府行動計画の改定を踏まえて、令和 7 年 3 月に「北海道新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「道行動計画」という。）の改正を行いました。

本市においても市行動計画を改定し、次なる感染症危機に対する平時の備えの強化と有事の際には、感染症の特徴や国や北海道が示す方針等に基づき、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくこととします。

第 1 部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第 1 章 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な考え方等

第 1 節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等対策を市民生活の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の 2 点を主たる目的として対策を講じます¹。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- (2) 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする

第 2 節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

市行動計画は、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものです。

国は、科学的知見及び各国の対策を踏まえ、総合的かつ効果的で、バランスのとれた戦略を目指し、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、一連の流れを持った戦略を確立します。

道は、国の基本的対処方針を受けて、道行動計画を基に政策決定を行い、市は、道の政策決定を踏まえつつ、市行動計画を基に新型インフルエンザ等対策を行います。

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」）第 1 条

【対策実施上の時期区分】

	準備期	初動期	対応期
時期区分	国内外における新型インフルエンザ等の発生情報を探知するまで	国内外で新型インフルエンザ等の発生情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

【時期区分に応じた対応】

準備期	○ 発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチン接種体制の整備、市及び企業における事業継続計画等の策定、市民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練による対応体制の点検や改善など、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を周到に行うことが重要となる。
初動期	○ 新型インフルエンザ等が国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
対応期	○ 発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や治療、感染リスクのある者の外出自粛や不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的に各般の対策を講じる。 ○ 感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、市は、道、国、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び社会経済の維持のために最大限の努力を行う。社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。このため、社会状況を把握し、臨機応変に対処することが求められる。 ○ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。 ○ 最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう有事のシナリオを想定します。

この時期ごと対策の選択肢については、第2部の「新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方等」に定めます。

第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市、国、道又は指定地方公共機関は、特措法その他の法令及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、下記の点に留意し新型インフルエンザ等対策を実施します。

1 平時の備えの整理や拡充

平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制の確立を可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行います。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

市は、国及び道と連携して、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

3 基本的人権の尊重

市、国及び道は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、基本的人権を尊重し特措法による要請や行動制限等の実施にあたって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとします²。

また、感染者やその家族、医療従事者等(福祉・介護従事者等を含む。)に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性もあり、防止すべき課題です。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、市民の理解が得られるよう説明を十分に行うとともに、社会的弱者への配慮に留意します。

4 関係機関相互の連携協力の確保

美唄市新型インフルエンザ等対策本部(以下、「市対策本部」という。)³は、政府対策本部及び道対策本部⁴と緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

5 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機において必要となる対応について、平時から検討し、準備を行います。

2 特措法第22条

3 特措法第34条に基づき、市長を本部長とする「美唄市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。市対策本部の組織及び所掌事務等については、美唄市新型インフルエンザ等対策本部条例(平成25年3月21日条例第9号)、美唄市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則(平成25年11月1日規則第26号)によるものとする。

4 特措法第24条第1項及び第36条第2項

6 感染症危機下の災害対応

市は、国及び道と連携し、感染症危機下の災害対応についても、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化、避難所施設の確保等を進めることや、道及び市において、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることなどを進めます。

感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、市は、国及び道と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、市及び道は、避難所における感染症対策の強化や自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行います。

7 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表します。

第5節 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定(地方)公共機関の新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に支援します⁵。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期の新型インフルエンザ等対策の実施と定期的な訓練等により対策の点検及び改善に努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力的に推進します。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施する⁶。

【北海道】

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、基本的対処方針に基づき、医療提供体制の確保やまん延防止に関し適確な判断と対応が求められます。

平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供等に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備します。

感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

5 特措法第3条第1項

6 特措法第3条第4項

【市町村】

市町村は、市民に最も近い行政単位であり、市民に対するワクチンの接種や、市民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、国が決定した基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施することが求められます。対策の実施にあたっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

3 医療機関の役割

医療機関は新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、感染症対策物資等の確保を推進することが求められます。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

4 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、特措法に基づいて⁷、対策を実施する責務を有します。

5 登録事業者の役割

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生前から、職場での感染対策の実施や事業継続等の準備が重要となります。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務を継続的に実施するよう努めます⁸。

6 一般の事業者の役割

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、感染対策を行うことが求められます。新型インフルエンザ等の発生時には、事業の縮小が必要な場合も想定されます。多数の者が集まる事業を行う者については、感染予防措置の徹底が求められるため⁹、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄など対策を行う必要があります。

7 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時の対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理と基本的な感染対策に努めることが必要です。また、衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄も必要です。

7 特措法第 3 条第 5 項

8 特措法第 4 条第 3 項

9 特措法第 4 条第 1 項及び第 2 項

新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の対策についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策が求められます¹⁰。

第2章 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

第1節 市行動計画における対策項目等

1 市行動計画の主要7項目等

市行動計画は、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものです。

それぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが求められます。

(1) 実施体制

感染症危機は、市民の生命及び健康や市民生活及び社会経済活動に大きな被害を及ぼすことから、新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合、市においても、緊急かつ総合的な対応を行います。

このため、市は、政府対策本部が設置され、道が対策本部を設置した場合において、市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりする恐れがあります。各種対策を効果的に行うためには、科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、市民等、医療機関、事業者等が適切に判断・行動できるようにすることが重要です。

市は、道や関係団体と連携し、双方向のリスクコミュニケーションを行い、情報提供・共有等に努めます。

(3) まん延防止

適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

このため、道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要と

10 特措法第4条第1項

考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置を行います。市は、事業者や市民への周知など、必要な協力を行います。

(4) ワクチン

ワクチン接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

このため、市、国及び道は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

(5) 保健

道・保健所設置市は、感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要があります。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、理解や協力を得ることが重要です。このため、市は、保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制構築に努めます。

(6) 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。このため、市は、新型インフルエンザ等対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、備蓄状況を定期的に確認します。

(7) 市民生活及び社会経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

このため、市は国や道と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等が必要な準備が図られるよう努めます。

事業者や市民生活・社会経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討します。

3 複数の対策項目に共通する横断的な視点(考慮すべき事項)

(1) 人材育成

多くの職員が感染症危機に携わることを踏まえ、必要な研修及び訓練や人材育成に取り組めます。

医療機関等においても、市や国、道、関係団体等による訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めます。

(2) 国及び道との連携

新型インフルエンザ等への備えを万全なものとするためには、市、国及び道の連携体制を平時から整えておくことが重要です。さらに、新型インフルエンザ等の発生時を想定し、道と市との連携、保健所間の広域的な連携についても準備します。

(3) DXの推進

DXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間で情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っています。

国は、DX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としています。

第3章 市町村行動計画の実効性確保等

第1節 市行動計画の実効性確保

1 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

政府行動計画及び道行動計画が改定された際は、市行動計画の見直しを行います。医療機関や関係機関・団体、市民や事業者等が幅広く関係した新型コロナ対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等への備えの充実につながるよう、訓練や研修、啓発活動等の取組を通じて、平時から新型インフルエンザ等への備えを充実させる機運の維持を図るよう努めます。

2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

訓練の実施により、平時の備えの点検や改善につなげていくことが重要となるため、市、国及び道は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働き掛けを行います。

市は、平時から感染症の流行情報を市内医療機関等と共有するとともに、施設や医療機関において行われている感染対策や検査・診療体制等の情報を把握し、国が

推進するDX化の動向を注視しつつ、新型インフルエンザ等の発生時に必要な健康相談やリスクコミュニケーションに努めます。

3 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、所要の措置を講ずるものとしていることから、道及び市においても必要な対応を行います。

新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、上記の期間にかかわらず、政府行動計画等が見直されることから、道及び市の行動計画についても必要な見直しを行います。

第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

対策項目	時期区分		
	準備期	初動期	対応期
(1)実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等発生に備えた実践的な訓練を実施 ○市行動計画等の作成や体制整備・強化 ○国、道、市、関係機関等と連携し、情報共有や連携体制の確認及び訓練を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○政府対策本部が設置され、道が道対策本部を設置した場合、市は市対策本部を設置することを検討し、対策の準備を進める(緊急事態宣言がなされない場合でも、市対策本部を設置することができることとする) ○国の財政支援のもと予算を確保し、機動的かつ効果的な対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○市対策本部を設置後、必要時道・他自治体へ職員の派遣・応援を求める ○市は、国からの財政支援を有効に活用するなど、財源を確保して対策を実施 ○市は緊急事態宣言がなされた場合は直ちに市対策本部を設置し、緊急事態措置に関する総合調整を行う ○市は、緊急事態解除宣言がなされたときは遅延なく市対策本部を廃止(緊急事態宣言がなされていない場合でも市対策本部を設置することができる)
(2)情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有 ○道と市の間における感染状況様の情報提供・共有と市民健康相談等の実施 ○道からの養成を受けて患者の健康観察及び生活支援について必要な協力を行う ○国からの要請を受けコールセンター等の設置の準備を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に対し必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う ○道と情報共有し、市民の相談や道からの要請を受けて健康観察、生活支援について必要な協力を行う ○国の要請を受けコールセンター等を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民に対し必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う ○道と情報共有し、市民の相談や道からの要請を受けて健康観察、生活支援について必要な協力を行う ○国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する

対策項目	時期区分		
	準備期	初動期	対応期
(3) まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進 (基本的な感染症対策の普及、道や医療機関と連携) 	<ul style="list-style-type: none"> ○国内でのまん延防止対策の準備 (国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う) 	<ul style="list-style-type: none"> ○道が、国から示される対策の切り替えの判断や指標、また、まん延防止措置、緊急事態措置としての要請(外出自粛、基本的感染対策の実施、営業時間変更、休業、学級閉鎖・休校等)について市民や事業所、学校等への周知など必要な協力を行う
(4) ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種に必要な資材等の確認と準備 ○ワクチンの供給量・分配量の想定 ○接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に向けて平素から医師会、医療機関等の関係者との協力関係を構築 ○国からの要請を受けて特定接種の接種体制を構築する ○住民接種の体制の準備をする(対象数、人員体制、接種場所、資材の確保、医師会・医療機関との調整、市民周知) ○市民への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○接種体制の構築(接種場所、医療従事者等の確保等体制構築) ○特定接種の体制確保 ○住民接種体制の構築(個別接種、集団接種、巡回接種、予約、救急対応等) ○臨時の接種会場においては必要時シミュレーションを行う ○医療従事者等に対する必要な支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○国から要請を受け、ワクチン、必要資材の供給と調整 ○市は初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う(特定接種、住民接種) ○接種記録の管理 ○健康被害救済制度への対応 ○美唄市医師会、医療機関の協力のもと接種体制を確保し、接種を行う
(5) 保健	<ul style="list-style-type: none"> ○岩見沢保健所との連携体制の構築により地域全体で感染症危機に備える体制を構築 ○平時から市内医療機関等の検査・診療体制、岩見沢保健所管内の感染症情報等を把握し、必要時医療機関や関係者と情報共有を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ○岩見沢保健所が感染症有事体制に移行するにあたり、道からの要請を受けて必要な協力を行い、感染症危機に備える体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○岩見沢保健所が感染症有事体制に移行するにあたり道からの要請を受けて必要な協力を行う ○主な対応業務：健康観察、生活支援、市民へ情報提供・共有
(6) 物資	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策物資等の備蓄と定期的な確認 ○消防署救急搬送従事者の個人防護具等の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策物資等の備蓄状況の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策物資等の備蓄状況の確認
(7) 市民生活及び社会経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関、庁内連携のための情報共有体制の整備 ○支援の実施に係る仕組みの整備 ○物資及び資材の備蓄、個人や事業者へ備蓄の推奨 ○要配慮者への支援体制 ○火葬体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○道の要請や情報提供を受け、事業者や市民へ周知や必要な協力を行う ○道を通じて国からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備えたとして、安置場所を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○市民の生活の安定の確保への対応(心身への家協、要配慮者支援、教育への支援等) ○道を通じて国からの要請を受け埋葬・火葬の特例等に対応 ○国が講ずる支援策を踏まえた生活・地域経済の安定に対する措置・支援